

辺野古・米軍新基地建設の問題を考える

辺野古訴訟 福岡高裁判決を問う

＝沖縄県と国との紛争＝

沖縄県と国とは、辺野古への米軍新基地建設を巡り、3つの訴訟が係属する事態となっていました。本年3月、裁判所の和解勧告を受け入れ、国と県とは、訴訟・審査請求をそれぞれ取り下げ、国は埋め立て工事を中止しました。

＝再度の訴訟＝

その後、国は、あらためて手続を進め、7月22日、沖縄県知事が国の是正指示に従わず、「埋立承認の取消」を取り消さないことは違法だとして、県知事の不作为の違法の確認を求めて、福岡高裁那覇支部に訴訟を提起しました。

＝判決＝

和解からわずか半年後の9月16日、裁判所は、県知事が国の是正指示に従わないことは許されない、として、国の全面勝訴の判決を言い渡しました。判決理由では、「総合的に判断した結果、移設先は辺野古とすることが唯一の有効な解決策であるとの結論に至った。」と述べられていますが、そもそも裁判所が判決でこのような判断をなすものなのか、疑問が生じます。

また、判決が、国の是正指示が地方自治を保障する憲法92条に反するとはいえない、としている点については、国と地方自治体の対等な関係をどのように実現していくべきなのかを、私たち自身が深く考えなければならない、と感じます。

そこで、早稲田大学法科大学院教授 岡田 正則 さんを講師にお迎えして、辺野古訴訟高裁判決を検討してみたいと思います。

講演 岡田 正則 さん

早稲田大学法科大学院教授／行政法

編著書「自治体争訟・情報公開争訟」、「行政手続と行政救済」（いずれも「現代行政法講座」）（日本評論社）など
参考文献

「辺野古訴訟で問われる日本の法治主義と地方自治---高裁判決をどう是正するか」世界2016年11月号

「裁判所による法治主義・地方自治の破壊---辺野古訴訟高裁判決の問題点と上告審の課題」法律時報2016年11月号

2016年11月28日(月)

午後6時30分 開演
開場 午後6時15分

神奈川県弁護士会館 5階

(定員120名)

横浜市中区日本大通9番地

みなとみらい線日本大通り駅 1番出口より徒歩約1分

横浜市営地下鉄関内駅 1番出口より徒歩約10分

JR関内駅 南口より徒歩約10分

